

統計データの二次的利用促進に関する
研究会

平成 23 年度報告書

平成 24 年 7 月

統計データの二次的利用促進に関する研究会

本 編

目 次

はじめに	1
1 二次的利用の推進に関する検討経緯	1
2 二次的利用制度の導入までの経緯	3
3 二次的利用の現状	11
4 二次的利用に関する行政部内における要請等	13
5 諸外国における二次的利用の状況	20
6 二次的利用に関する民間の意見	22
7 二次的利用の推進に向けた取組の方向性	28
おわりに	31

はじめに

平成 19 年 5 月に全面改正され、平成 21 年 4 月から全面施行されている統計法（平成 19 年法律第 53 号）においては、統計データの一層の利活用を目的として、従前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）に規定されていた調査票情報の目的外利用に加え、新たにオーダーメイド集計や匿名データの作成・提供を可能とする統計データの二次的利用の制度が設けられた。この二次的利用に関しては、制度の創設から約 3 年が経過したところであり、引き続き制度の定着に向けた周知等を進めることが必要な段階である。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においては、その対象となる統計調査の拡大等の取組を進めることとされているほか、統計委員会から、いくつかの意見・要望が示されているところである。

一方、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）等からも、二次的利用に関する検討事項等が提示されている。

このような中で、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」は、統計データの二次的利用に関する諸課題を検討する場として、従来の総務省政策統括官（統計基準担当）の下において開催していた「統計データの二次利用促進に関する研究会」（平成 19 年 10 月～平成 20 年 6 月）を平成 22 年 12 月に改称し、再開することとしたものである。

本報告書は、本研究会の検討経緯及び検討体制について記述するとともに、本研究会の前提となる旧統計法における二次的利用の概要、現統計法における二次的利用制度導入の経緯と制度の概要について記述した上で、我が国及び諸外国における二次的利用の現状、民間企業の意見等について分析を行い、今後取り組むべき事項など、平成 23 年度における研究会の検討結果について取りまとめたものである。

1 二次的利用の推進に関する検討経緯

(1) 検討の経緯

二次的利用の推進に向けた検討については、新たな二次的利用制度を規定した統計法の全面施行に向け、平成 19 年 10 月から平成 20 年 6 月まで、総務省において「統計データの二次利用促進に関する研究会」を開催し、利用目的の範囲などを検討してきたが、この検討結果等を踏まえ、所要の総務省令やガイドラインが整備され、平成 21 年 4 月から現在の二次的利用制度が運用されることとなった（後記「2 二次的利用制度の導入までの経緯」）。

その後、二次的利用制度の運用が開始されてからは、総務省において制度の概要を解説するパンフレットの配布や利用実績のホームページへの掲載などを行うことにより、その周知を進めるとともに、各府省において利用可能となる統計調査を拡大する取組を進めることなどにより、その利用実績は徐々に拡大する傾向にある（後記「3 二次的利用の現状」）。

一方、二次的利用に関しては、政府内で情報通信技術革命を徹底して国民本位の電子行政の実現などを求める「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）において、行政保有情報の活用を推進するオープンガバメントの確立の一環として、統計調査に係

る情報についても一層の活用を推進することとされるなど、政府部内において一層の利用促進を図ることが求められている（後記「4 二次的利用に関する行政部内における要請等」）。

これらに対応し、総務省では「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データの二次的利用に関する諸課題について検討を行うこととしたものである。

本研究会においては、諸外国の二次的利用の状況や民間の二次的利用に関する意見を把握して検討を進めることが必要とされた。このうち、諸外国の状況については、平成23年8月から11月にかけて、株式会社三菱総合研究所に委託して調査を行い、民間の意見については、平成23年7月から10月にかけて総務省政策統括官（統計基準担当）においてヒアリングを行い、第12回の研究会において報告を行った（後記「5 諸外国における二次的利用の状況」及び「6 二次的利用に関する民間の意見」）。

本報告書は、二次的利用を取り巻くこれらの状況や今後の取組の方向性等について、研究会として取りまとめたものである（後記「7 二次的利用の推進に向けた取組の方向性」）。

（2）研究会の検討体制

本研究会は、統計データの二次的利用に関する有識者からなる委員5名が構成員として、各府省の統計担当部局がオブザーバーとして参画する形で開催した。なお、研究会の庶務については総務省政策統括官（統計基準担当）において処理することとされた（資料1）。

（3）研究会の検討の概要

本研究会は、第8回（平成22年12月）から第13回（平成24年7月）まで、計6回開催された（第1回～第7回は旧研究会における開催である）。まず、第8回・第9回（平成23年2月）では、研究会を再開した経緯や研究会で議論すべき課題等について検討した。次に、第10回（平成23年4月）では、検討スケジュールや諸外国における二次的利用の状況の調査の内容等について検討し、第11回（平成23年6月）では、二次的利用に関する様々な用語の定義等について検討した。また、第10回・第11回においては、これらに併せ、検討に当たっての考え方や守るべき原則を検討し、以下のとおりとした。

<検討に当たっての考え方や守るべき原則>

1. 二次的利用は、ニーズに過不足なく対応することが望ましい。
2. 二次的利用における有用性の向上と秘密の保護は、二律背反である。このバランスを確保するにあたり、
 - 1) 国民・企業の信頼を損なわないようにするため、データを秘匿する措置、漏洩等を抑止するシステムやプロセスの安全性の保障などを確保する。
 - 2) 有用性の向上と秘匿の程度のバランスの判断にあたっては、諸外国の状況や経験を参考とする。
3. 二次的利用は、統計の作成や統計的研究を行うことを想定し、個別の標本の識別を行うこと、個別のデータに着目した利用など統計目的以外の使用は想定しない。

その後、第12回（平成24年3月）においては、諸外国における二次的利用の現状に関する民間委託調査研究の結果や民間企業に対するヒアリング結果について、総務省政策統括官（統

計基準担当) から報告を受けるとともに、平成 23 年度における研究会の報告書骨子(案)について検討し、第 13 回(平成 24 年 7 月)において報告書を取りまとめるに至った。

2 二次的利用制度の導入までの経緯

旧統計法においては、統計調査によって集められた調査票情報について、原則として目的外利用を禁止する一方、公益性の観点から目的外利用を行う途が開かれていた。その後、統計法が改正されたが、改正後の統計法においても、調査票情報について、原則としてその行った統計調査の目的以外の目的に利用・提供することを禁止する一方、例外として、統計法に特別の定めがある場合に限り、利用・提供することができることとされた。このような調査票情報の二次的利用の制度創設に関する経緯は、以下のとおりである。

(1) 旧統計法における調査票情報の利用

○ 旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)(抄)

第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない。

旧統計法では、指定統計を作成するために行われた統計調査(指定統計調査)の調査票については、秘密の保護及び被調査者の信頼を確保するために、統計上の目的以外に使用してはならないとする一方、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しないと規定し、調査票情報の目的外利用に途を開いていた。この総務大臣の承認の基準については、昭和 40 年に、それまでの告示の制定趣旨や経緯を踏まえ、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」(昭和 40 年 2 月 26 日 行政管理庁長官決定、平成 17 年 8 月 15 日 総務省政策統括官(統計基準担当)決定に改正)として定められており、承認の基本的基準、調査票の使用者の範囲については、以下のとおりであった(詳細は資料 7 を参照)。

○ 指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領(平成 17 年 8 月 15 日 総務省政策統括官(統計基準担当)決定)(抄)

第 3 承認に当たっての原則

2 承認の基本的基準

承認の基本的基準は、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、その使用が公益性の高いものであると認められる場合とする。

個々の承認申請については、申請に係る文書(以下「申請文書」という。)の各事項ごとに承認基準に基づき審査し、承認するか否かを決定する。

申請文書の各事項ごとの承認基準は本要領第6の各項目に規定するところによる。ただし、総務大臣がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

第6 各記載事項の記載要領及び添付書類並びに承認基準

3 調査票の使用者の範囲

(2) 承認基準

調査票の使用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して使用する場合であることが必要である。

ア 公務員等に該当する者については、基本的に問題はない。ただし、国公立の学校、研究所及び病院の役職員（国立大学法人又は公立大学法人の教員、独立行政法人国立病院機構の役職員、医師等を含む。）は、後記イに該当するものとして扱う。

イ 大学、病院、研究所その他これらに相当する研究施設（以下、一括して「研究機関等」という。）に勤務する前記ア以外の職員については、次の（ア）及び（イ）のとおりとする。

（ア）公務員等の所属する機関の長が申請者である場合で、申請中の使用者に研究機関等の職員が含まれる場合については、基本的に問題はない。公務員等の所属する機関から集計事務等の業務を受託した場合も同様である。

（イ）研究機関等自らが申請者となる場合については、公益性の観点から、以下のaからcまでのいずれかを充足する必要がある。

- a 行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用するものであること。
- b 行政機関又はそれに準ずる機関から委託又は補助を受けて行う研究等の一環として使用するものであること。
- c 行政機関又はそれに準ずる機関による当該使用が公益性を有する旨の文書が添付されていること。

承認の基準は、上記のとおり、調査票の使用者の範囲について、まず、「調査票の使用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して使用する場合であることが必要である。」とした上で、使用者を「公務員等に該当する者」又は「大学、病院、研究所その他これらに相当する研究施設に勤務する職員」に限定していた。なお、後者の職員が自ら申請者となる場合にあっては、公益性の観点から、調査票の使用目的について、行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用するものであること等、一定の要件を充足する必要があることとされていた。

また、指定統計の目的外使用の具体的手続については、申請者がまず調査実施機関に申請を行い、さらに調査実施機関が一定の審査を行った上で、総務大臣に申請し、総務大臣が審査した後、問題がない場合に承認を行うこととなっていた。

なお、国が行う承認統計調査及び届出統計調査についても、旧統計法第15条の2第1項により「統計上の目的以外に使用してはならない。」として目的外使用を原則禁止しつつ、同条第2項により調査実施機関の判断で目的外使用できることとしていたが、運用上は上記事務処理要領に準じて調査実施機関が事務処理を行うこととしていた。

○ 旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）（抄）

第 15 条の 2 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

（2）二次的利用検討の契機

一方、公的統計が、政府における政策決定の基盤としてだけではなく、社会の発展を支える公共財であるにとらえる国際的な流れの中で、各国では、秘密の保護を確保した上で統計データを有効活用するため、調査票情報に匿名化处理等の加工を加えて一般の研究者の統計的研究に提供する動きが進んできた。また、近年の情報通信技術の発展は、大量のデータを用いた複雑な研究や分析を容易に行うことができる環境を提供する一方で、万が一情報が漏えいした場合にその影響を大きくさせることともなり、様々な面で秘密の保護をより徹底させることが必要となってきた。そこで、我が国においても、調査票情報について、秘密の保護を徹底した上でその二次的な利用を可能とする新たな制度を設けるべきであると考えられるようになり、統計制度の抜本的な改革の中で検討されることとなった。

（3）有識者等からなる研究会における検討

① 「統計法制度に関する研究会」における検討

時代の変化に対応した統計整備の必要性などを背景として、統計法の全面改正の検討が進められる中で、統計データの二次的利用の促進等について法制度上の観点から検討を行うため、平成 16 年 11 月に、総務省政策統括官（統計基準担当）の下に「統計法制度に関する研究会」が設置された。この研究会では、平成 18 年 5 月まで 15 回にわたり検討が重ねられ、その検討結果は、平成 18 年 6 月に「統計法制度に関する研究会報告書」として取りまとめられた。

報告書においては、統計データの二次的利用に関し、①統計データの利用促進のための手続の簡素化等を目的として、それまで事務処理要領で規定されていた承認基準を法律及び省令で明確にした上で、総務大臣が一元的に行っていた調査票使用の承認審査を調査実施機関に委ねること、②統計データの利用拡大を目的として、匿名性の確保等の秘密の保護に係る措置を講じた新たな統計データの使用形態である、オーダーメイド集計や匿名標本データを制度化し、法制上明確に位置付けること、などが提言された。また、二次的利用の利用者や調査業務の受託者等、調査実施機関以外に統計データを使用したり取り扱ったりする者に対して、調査票等の適正管理義務、秘密の漏えい又は窃用に対する罰則等を規定することについても提言された。これは、旧統計法においても調査票情報の秘密の漏えいに対する罰則規定が規定されていたものの、調査票の入力・集計業務等の民間委託が進む中、当該民間事業者にも守秘義務を適用すべきといった課題が生じてきたこと、また、国民の個人情報に関する意識が高まる中、秘密の保護や国民の信頼確保に万全を期するため、二次的利用等の統計

データの新たな使用形態にも十分に対応した規定を整備する必要があったことなどによるものである。

なお、統計法に基づく調査票情報等に含まれる個人情報については、旧統計法においても厳格な保護規定が定められていたことから、一般法である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の適用対象外とされており、改正後の統計法においても同様となっている。

② 「統計データの二次利用促進に関する研究会」における検討

その後、平成 19 年 5 月の統計法改正により、統計データの二次的利用が可能となる新たな制度が創設されたことを受け、制度の運用に関する諸課題を検討することを目的として、平成 19 年 10 月、総務省政策統括官（統計基準担当）の下に「統計データの二次利用促進に関する研究会」が設置された。この研究会では、平成 20 年 6 月まで計 7 回にわたり検討が重ねられ、その検討結果は、平成 20 年 10 月に「統計データの二次利用促進に関する研究会 報告書」として取りまとめられた。

その報告書においては、統計データの二次的利用に関し、利用目的の範囲として公益性が求められ、具体的には「学術研究の発展に資すると認める場合」または「高等教育機関において講義・演習等の教育目的に利用するような場合」とすることや、利用に当たり、利用目的等を記載した利用申出書が必要であること等の考え方や手続が盛り込まれた。また、オーダーメイド集計における集計結果表の秘匿処理、匿名データの作成対象や匿名処理の方法、秘匿処理の審査方法などについても提言された。

③ 政省令等の整備

この研究会での検討結果を踏まえ、二次的利用の手数料等を定めた政令（統計法施行令（平成 20 年 10 月 31 日政令第 334 号））や二次的利用の手続等を定めた省令（統計法施行規則（平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 145 号））がそれぞれ整備された。また、関係府省等をメンバーとする「統計データ利用促進ワーキンググループ」が随時開催され、制度運用に当たってのガイドラインとして、「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日）、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日）及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日）が、それぞれ総務省政策統括官（統計基準担当）決定として、統計法の全面施行に先立って策定された。

（4）現統計法における二次的利用制度の概要

平成 21 年 4 月の統計法全面施行により、調査票情報の提供、委託による統計の作成等（いわゆるオーダーメイド集計）や匿名データの作成・提供といった二次的利用制度が開始された。この制度においても、調査票情報については、旧統計法における制度と同様に、秘密の保護及び被調査者の信頼確保のため、統計上の目的以外に使用してはならないとされる一方、公益的目的の下であれば調査票情報を二次的利用することができることとされた。この制度は、以下のとおり、大きく 3 つの形態に分かれている。

① 調査票情報の提供（いわゆる高度公益利用）

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（調査票情報の提供）

第 33 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

調査票情報の行政機関等以外（外部）への提供（いわゆる高度公益利用）については、統計法（以下「法」という。）第 33 条に規定されている。同条では、柱書きで「行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。」とした上で、第一号において、調査実施機関は、「行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者」が「統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成」を行う場合は調査票情報を提供できるとし、また第二号において、調査実施機関は、「前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者」が「当該総務省令で定める統計の作成等」を行う場合は調査票情報を提供できると規定している。この第二号が、行政機関等以外への調査票情報の提供に係る規定である。

○ 統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）（抄）

（調査票情報の提供）

第 9 条 法第 33 条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

この規定を受け、総務省令では「法第 33 条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする」とし、「一 行政機関等又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等」、「二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方

法により補助する調査研究に係る統計の作成等」、「三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等」の場合に、調査票情報を提供することができることを規定している。

この規定は、秘密の保護と国民の信頼確保の観点から、高度の公益性を有する場合に限定して調査票情報の利用・提供が認められる調査票情報の高度公益利用の制度を設けたものである。統計調査により集められた調査票情報は、本来的には、当該統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いられるものである。しかし、旧法と同様、公益性を認められ、秘密の保護に問題がないとされた研究等の場合には、例外的に調査票情報の利用を認めることとしたものである。ただし、旧法と新法の違いは、旧法が、指定統計については総務大臣の承認、その他の統計については調査実施機関の承認に係らしめていたのに対し、新法では、法律に判断基準たる要件を明確に規定した上で、調査実施機関の承認に係らしめることとしたことである。さらに、運用に当たって各府省でばらつきが生じないようにするため、「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」が定められた。

② 委託による統計の作成等（いわゆるオーダーメイド集計）

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（委託による統計の作成等）

第 34 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

いわゆるオーダーメイド集計は、法第 34 条に「委託による統計の作成等」として規定されている。この規定は、統計データの有効活用を推進するという趣旨で創設されたものである。

具体的には、調査実施機関が、一般の者からの委託を受けて調査票情報を用いた統計の作成等を行い、委託した者に対して作成した集計結果のみを提供するものである。この方法によれば、調査票情報を用いた統計の作成等は調査実施機関自身が行い、依頼者は調査票情報を利用しないことから、法第 33 条第二号で定めるような厳格な要件を求めると考えられる。

ただし、この方法であっても、目的の如何を問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査票情報の集計処理の取り扱いによっては個人・法人等が特定されるおそれがあるため、国民に不安を与えることが懸念される。また、一般の者からの委託により、調査実施機関が本来行うべき業務に加えて個別に作業を行う必要が生じるため、行政資源を費消することになる。さらに、公的統計を作成するために集められた情報は公的な財産であり、私的な目的のために使われるべきではないと考えられる。そこで、法第 34 条においては、「業務の遂行に支障のない範囲内」としているところであり、さらに、「学術研究の発展に資すると認める場合」または「高等教育の発展に資すると認められる場合」であって、一定の要件を満たす場合（統計法施行規則第 10 条）に、委託に応じることができるとしている。

○ 統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）（抄）

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第 10 条 法第 34 条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

このように、オーダーメイド集計については、目的外利用と比較して利用可能となる範囲は拡大し、条件を満たせば民間企業であっても利用することができる。実際、後記「3 二次的利用の現状」に記載するとおり、民間企業が利用した例もある。この点については、一層の周知が必要な状況にある。

なお、申請に関する手続等は「委託による統計の作成等に係るガイドライン」に規定されている。

③ 匿名データの作成・提供

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（匿名データの作成）

第 35 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（匿名データの提供）

第 36 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

匿名データの作成・提供は、法第 35 条及び第 36 条に規定されている。この規定も、法第 34 条と同様、統計データの有効利用を促進するという趣旨で創設されたものである。

前述のとおり、法第 34 条においては、新たな調査票情報の利用形態の一つとして委託による統計の作成・提供等について規定しているところであるが、当該委託については、委託に伴い調査実施機関側に個別に作業が必要になることから、委託してすぐに結果が得られると

は限らず、また、委託した範囲内でしか統計の作成等は行われぬ。このため、様々な統計の作成等を試行錯誤しながら行いつつ研究を進めていくという場合にあっては、その適時性や運用の柔軟性の点で短所があるとも言える。一方、調査票情報そのものの外部への提供については、秘密保護の観点から厳しく制限されている。

そこで、秘密保護に関する措置を維持した上で、研究者に対して、より自由度の高いデータを提供する方法として、特定の個人・法人等が識別できないように処理した匿名データの提供について、新たに規定を設けることとしたものである。

なお、匿名データの提供についても、オーダーメイド集計と同様に利用目的の制限がある。これは、匿名データは、秘密保護のための措置が施されているものであるものの、そのデータの中には、個人の生活や企業の運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれており、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、といった統計調査に対する国民の不安を招くことが懸念されることから、匿名データについても、調査票情報に準じた配慮が必要と考えられるためである。そこで、法第 36 条では、提供の求めに応じ得る範囲について、法第 34 条で定める委託による統計の作成等の場合と同様に、一定の公益性が認められる範囲に限るものとし、「学術研究の発展に資すると認める場合」、「高等教育の発展に資すると認められる場合」又は「国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合」であって、一定の要件を満たす場合（統計法施行規則第 15 条）に、匿名データを提供することができることとしている。

○ 統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）（抄）

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第 15 条 法第 36 条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
 - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第 1 条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 提供依頼申出者（法第 36 条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第 16 条において準用する第 11

条から第 13 条までにおいて同じ。)が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

このように、匿名データについても、目的外利用と比較して利用可能となる範囲は拡大し、条件を満たせば民間企業であっても利用することができる。実際、後記「3 二次的利用の現状」に記載するとおり、民間企業が利用した例もある。このことについても、一層の周知が必要な状況にある。

なお、申請に係る手続等は「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に規定されている。

3 二次的利用の現状

改正後の統計法が施行されてから約 3 年間が経過した平成 24 年 3 月末時点までの二次的利用の実績は、以下のとおりである。

(1) 調査票情報の提供

調査票情報の提供の実績は、平成 21 年度は 54 件、平成 22 年度は 133 件、平成 23 年度は 148 件となっている。このうち、平成 23 年度の 148 件は、38 種類の統計調査について行ったものであり、その目的別の内訳は、共同研究・委託研究 18 件、公的機関の費用補助による研究 127 件、その他 3 件となっている（表 1）。

なお、要件に該当すれば、民間団体に対しても提供を行っている。

(2) オーダーメイド集計

オーダーメイド集計の提供は、平成 24 年 3 月時点で、国勢調査、労働力調査など 23 本の統計調査で行われており（表 2）、提供の実績は、平成 21 年度は 4 件、平成 22 年度は 12 件、平

成 23 年度は 10 件となっている（表 3）。これらのオーダーメイド集計の利用により、「仕事と子育ての両立における保育所アクセシビリティの重要性に関する研究」、「配偶関係に着目した住宅事情の実態分析」などの研究が行われており、民間企業における利用実績もある（二次的利用に係る個別事例の詳細は、資料 12 参照）。

（3）匿名データ

匿名データの提供は、平成 24 年 3 月時点で、全国消費実態調査、就業構造基本調査など 6 本の統計調査で行われており（表 2）、提供の実績は、平成 21 年度は 20 件、平成 22 年度は 38 件、平成 23 年度は 33 件となっている（表 3）。これらの匿名データの利用により、「日本における女性事務職の就業分析—男女雇用機会均等法施行による変化—」、「地域住宅市場における公的住宅・施策の役割と機能」などの研究が行われており、民間企業における利用実績もある。

なお、匿名データの提供については、現状では世帯対象の統計調査が対象となっており、事業所・企業対象の統計調査については検討している段階である。これは、世帯対象の統計調査と異なり、事業所・企業対象の統計調査については、一般に秘匿性の確保が極めて困難であることによるものである。

表 1 調査票情報の提供（高度公益利用）件数

（単位：件）

区分	提供件数	提供方法		
		共同研究・委託研究	公募による費用補助	その他有用・特別な事由
平成 21 年度	54	5	49	0
平成 22 年度	133	5	123	5
平成 23 年度	148	18	127	3

※ 詳細は資料 9 参照。

表 2 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能統計調査数

（単位：調査）

区分	オーダーメイド集計	匿名データの提供
平成 21 年度	6 (14)	4 (13)
平成 22 年度	20 (87)	4 (13)
平成 23 年度	23 (119)	6 (34)

（注）（ ）は、1 年次分を 1 統計調査として計算した場合の数である。

※ 詳細は資料 10 参照。

表3 オーダーメイド集計及び匿名データの提供件数

【オーダーメイド集計】

(単位：件)

区分	提供件数	目的	
		学術研究目的	高度教育目的
平成21年度	4	4	0
平成22年度	12	12	0
平成23年度	10	10	0

【匿名データ】

(単位：件)

区分	提供件数	目的		
		学術研究目的	高度教育目的	国際比較目的
平成21年度	20	18	2	0
平成22年度	38	36	2	0
平成23年度	33	30	3	0

※ 詳細は資料11参照。

4 二次的利用に関する行政部内における要請等

統計データの二次的利用に関しては、以下のとおり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）に記述があるほか、内閣府統計委員会等から意見・要望等が提示されている。

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日 閣議決定）

平成19年に改正された統計法においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない」（第4条）とされており、それに基づいて、平成21年3月に基本計画が閣議決定されている。

その中で、統計データの二次的利用に関しては、以下の事項が掲げられている。

＜「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日 閣議決定）（抄）＞

第3 4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。

- ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。
- ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。
- ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、

審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。

- ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。
 - ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。
 - ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。
- 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンライン利用（※）について検討する。
- （担当府省：各府省、実施時期：平成 21 年度から実施する。）
- ※ オンライン利用：行政機関又は届出独立行政法人等が指定するセキュリティ対策が十分に講じられた場所及び機器において行う調査票情報の利用をいう。

基本計画の進捗状況を含む法の施行状況については、法第 55 条に基づき、総務大臣が各府省等に報告を求め、取りまとめることとされている。平成 23 年度の検討状況又は進捗状況については、「平成 23 年度 統計法施行状況報告」(平成 24 年 6 月 14 日 総務省政策統括官(統計基準担当))において、以下のとおり取りまとめられている。

<「平成 23 年度 統計法施行状況報告」(平成 24 年 6 月 14 日 総務省政策統括官(統計基準担当)(抄) >

第 3 4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

- 各府省において、上記基本計画で求められた二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。
- 総務省（政策統括官室）では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。
- 平成 23 年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は 3 調査であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は 2 調査であった。具体的には次のとおり。

(オーダーメイド集計)

- ・ 医療施設（静態）調査、患者調査（厚生労働省）
- ・ 経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）

(匿名データの提供)

- ・ 労働力調査（総務省）
- ・ 国民生活基礎調査（厚生労働省）

《参考：22 年度までに実施済みのもの》

(オーダーメイド集計)

- ・ 法人企業景気予測調査（内閣府・財務省共管）
- ・ 企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査（内閣府）
- ・ 国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生

活基本調査、家計調査、全国消費実態調査（総務省）

- ・年次別法人企業統計調査（財務省）
- ・学校基本調査（文部科学省）
- ・賃金構造基本統計調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査（特別調査）（厚生労働省）
- ・農林業センサス、漁業センサス、海面漁業生産統計調査（農林水産省）
- ・建築着工統計調査（国土交通省）

（匿名データの提供）

- ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査（総務省）
- 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。
- オーダーメイド集計に関しては下記の13調査、匿名データの提供に関しては下記の5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。

（オーダーメイド集計）

- ・企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査（内閣府）
- ・国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査（総務省）
- ・学校基本調査（文部科学省）
- ・賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
- ・建築着工統計調査（国土交通省）

（匿名データの提供）

- ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、労働力調査（総務省）
- 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催した（関係府省はオブザーバー参加）。同研究会においてはオーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討し、オンサイト利用を可能とする環境の整備を図ることとした。

これらのほか、基本計画においては、以下の事項も掲げられている。

<「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日 閣議決定）（抄）>

第3 4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

ア 統計データ・アーカイブの整備

- 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。
 - ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。
 - ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。

（担当府省：総務省、実施時期：平成25年度までに結論を得る。）

イ 調査票情報等の保管方法

- 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。

(担当府省：総務省、実施時期：平成 22 年度までに実施する。)

- 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。

(担当府省：各府省、実施時期：平成 23 年度から実施する。)

- 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。

(担当府省：総務省、実施時期：平成 23 年度までに実施する。)

これに関する平成 23 年度の検討状況又は進捗状況については、「平成 23 年度 統計法施行状況報告」において、以下のとおり取りまとめられている。

<「平成 23 年度 統計法施行状況報告」(平成 24 年 6 月 14 日 総務省政策統括官(統計基準担当)(抄)>

第 3 4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

ア 統計データ・アーカイブの整備

イ 調査票情報等の保管方法

- 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を 3 回開催し、統計データ・アーカイブについても、検討すべき事項、スケジュール等について検討を行った。
- 統計データ・アーカイブの整備に関する国内外の政府統計機関等による取組事例を調査した。当該調査により明らかとなった実施主体や収集するデータの範囲、コスト等の課題について、今後、上記研究会等において検討を進める。
- 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成 22 年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成 23 年 3 月 28 日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成 23 年 10 月 1 日から施行した。
- 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省(統計局)】
- 当該ガイドラインに基づき、適切に対応しているところ。【財務省】
- 文部科学省においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)の策定を踏まえ、平成 23 年 10 月に、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを策定し、適切に対応している。【文部科学省】
- 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理さ

れている。【厚生労働省】

- 調査票情報等については、調査要領に従い適正な管理を行っているところ。総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定の作成に向け検討中。【農林水産省】
- ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】
- 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】
- 総務省では統計センターの中期目標において、「国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。」と定めており、この中期目標に従って、統計センターでは、平成 21 年 4 月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。

(2) 内閣府統計委員会

前述のとおり、総務省政策統括官（統計基準担当）では、法第 55 条第 2 項に基づき、毎年、統計法の施行状況を内閣府統計委員会に報告している。統計委員会は、この報告に関する審議結果を「統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてまとめている。

統計データの二次的利用に関しては、「平成 21 年度 統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 22 年 9 月 30 日 内閣府統計委員会）及び「平成 22 年度 統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 23 年 9 月 22 日 内閣府統計委員会）において、以下の審議結果が示されている。

<「平成 21 年度 統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 22 年 9 月 30 日 内閣府統計委員会）（抄）>

【本編】Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果等

3 第 3 ワーキンググループ関係 (2) ワーキンググループの意見

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

- ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
- ・ 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

<「平成 22 年度 統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 23 年 9 月 22 日 内閣府統計委員会）（抄）>

【本編】2 重要検討事項の審議結果

(2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ <その他の重要な事項>

- ⑤ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
- ア 統計整備等の方向性

- 各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。
また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、調査実施後一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間を短縮することや、長期にわたる過去のデータを二次的利用の対象としていくことが必要である。
- 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
- 各府省は、二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
- 各府省は、利用手続について、利用者のニーズを把握し改善に努める。
- 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に当該調査票情報の利用に係る手続の簡素化の検討を行う。

これらの審議結果のうち、まず、利用目的の範囲については、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、といった統計調査に対する国民の不安を招くことのないよう、また、統計調査や統計制度への信頼が揺らぐことのないよう、慎重に検討することが必要である。また、調査票情報の利用の適正化については、平成 23 年 3 月に各府省における管理をより徹底する観点から「調査票情報の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を改正し、10 月から施行しているほか、オンサイト利用についても、所要の環境の整備を図る方向で検討を進めている。

また、二次的利用の対象となる統計調査については、これまでに順次拡大を図ってきているほか、二次的利用制度について、ホームページやパンフレットによる広報、学会での発表等により、引き続き周知を図る予定である。これらの取組の詳細は、資料 14 のとおりである。

（3）高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）では、電子行政推進の観点から、「国民本位の電子行政の実現」を掲げており、その一環として、行政機関が保有する情報の公開・提供を求めている。統計データの二次的利用についても、より広くかつ容易に活用できるようにすることなどを求めている。その内容は、以下のとおりである。

<「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）（抄）>

Ⅲ. 分野別戦略

1. 国民本位の電子行政の実現

(2) オープンガバメント等の確立

【重点施策】

- 行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報保護を保護する観点から、個

人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて2次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。

【具体的取組】

ii) 行政機関が保有する情報の活用

行政機関が保有する地理空間情報、統計調査等に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進する。

【内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省等】

<「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日(平成23年8月3日改正) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)>

1. (2) ii)

行政機関が保有する情報の活用

【今後の取組】

短期(2011年度)

行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。

総務省：統計調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論。

中期(2012年度、2013年度)

情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。

総務省：統計調査票情報の二次的利用制度の見直しの検討・結論(継続)、必要な法令改正等。

<「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」(平成23年8月3日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)>

- ・ 総務省及び各統計所管府省は、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。<平成23年度中に検討、結論>
なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。
- 二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大(総務省)
- 二次的利用できる統計数の増加、例えば、匿名化の技術的難易度が低いオーダーメイド集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始(各統計所管府省)
- 匿名化技術の開発(各統計所管府省)
- 二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備を含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進(総務省)
- 二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化(総務省、各統計所管府省)
- オーダーメイド集計、匿名データのオンラインによる提供(総務省で制度設計、各統計所管府省で実施)
- 安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。(総務省)

これらについても、前記（２）に記述したとおりの取組を進めているが、このほか、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、政府統計を一元的に提供する「政府統計の総合窓口」を運用し、インターネットを通じてワンストップで統計表を入手できるようにしている。また、利用者のニーズを踏まえ、今後、公表されるクロス集計や地域別データの充実を可能な範囲で進めるほか、G I S 機能（※）の強化等、e - S t a t の更なる充実を図ることとしている。

※ G I S 機能：GIS (Geographic Information System：地理情報システム) とは、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム

（４）内閣府行政刷新会議事務局

内閣府行政刷新会議事務局では、国民からの意見・要望について、テーマ別に窓口を設け、「国民の声」として受け付けていたが、規制・制度改革をテーマとした集中受付の際、政府統計情報の活用に関する意見が提出され、措置すべき事項が、次のように記載されている。

＜「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」（平成 23 年 4 月 8 日 閣議決定）（抄）＞

【政府統計情報の二次活用の促進】

統計調査情報の利用拡大が図れるよう、オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供について、目的外利用に対する国民の理解の確保、匿名化技術の確立及び検証、費用負担の調整等の課題について検討を開始し、結論を得る。（平成 23 年度検討開始・平成 24 年度結論）

これについては、総務省政策統括官（統計基準担当）において、二次的利用制度についてホームページやパンフレットによる広報、学会での発表等による周知を進めているほか、匿名化技術等については、各府省において一定の技術を開発して活用してきており、統計委員会匿名データ部会で検討されることとなっている。

5 諸外国における二次的利用の状況

研究会における検討に資するため、諸外国における二次的利用の状況について、総務省政策統括官（統計基準担当）が株式会社三菱総合研究所に委託し、アメリカセンサス局等 10 機関を調査対象として、平成 23 年 8 月～11 月までの間、アンケート等による情報収集を行った。この結果は「統計データ・アーカイブの整備に関する調査報告書」（平成 23 年 11 月 株式会社三菱総合研究所）としてまとめられている（資料 15）。この調査は、統計データ・アーカイブの整備に向けた調査として、国内外の統計データ・アーカイブの状況について調査したものであるが、この一環として、諸外国で提供している統計データ等についても調査している。この調査結果については我が国の二次的利用の検討においても参考となるものであるため、その概要を以下に示す。

なお、この調査結果については、アンケート対象機関から明確な回答を得られなかった場合もあるなど、必ずしも十分な内容のものになっているとは言えず、今後、更なる精査が必要な面もあることに留意する必要がある。

同報告書によれば、諸外国で提供している統計データは、概ね以下の3つに分けられる。

① 調査票情報レベルのデータ

我が国の統計法第2条第11項で定義されている「調査票情報」と同様のレベルのデータであり、名称、所在地等の調査対象者を直接特定することができる識別情報を削除したデータも含む。

この調査票情報レベルのデータについては、我が国では、高度公益利用の制度の下で利用者の研究室等で利用することもできることとなっているが、諸外国では、いずれの機関においても、調査実施機関が提供するオンサイト施設での利用しか認めないなど、その提供・利用は極めて厳しく制限されている。

② 匿名データ

調査対象者を直接特定できる識別情報の削除に加え、トップ（ボトム）コーディング（対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性をまとめる方法）、グルーピング（階級区分を大きくして特定の値をグループ分けする方法）等の秘匿のための加工処理を行ったデータである。加工処理の度合いを低く抑えることにより有用性を高めている一方、利用目的の範囲などに制限を設けていることが多い。

この匿名データについては、カナダ統計局、ドイツ連邦統計局、オーストラリア統計局、ニュージーランド統計局などにおいて提供を行っているが、利用目的の範囲を研究目的に制限していること、組織での申請が必要となることなど、一定の利用制限が設けられているほか、すべての機関で有料となっている。

③ パブリックユースファイル

匿名データに行われている秘匿のための加工処理に加え、一部のデータを入れ替えるスワッピング、一部のデータへのノイズ（攪乱値）の付加など、架空のデータとも言えるような強度の加工処理を行ったデータである。利用者が簡単に入手することができ、自由に利用することが可能である。我が国では、これに相当するものはない。

このパブリックユースファイルについては、アメリカセンサス局、アメリカ国立保健統計センター、ドイツ連邦統計局、韓国統計庁などにおいて、利用目的の制限を設けずに提供を行っており、アメリカの2機関においては無料で提供を行っている。

二次的利用の利用形態については、利用者が調査票情報、匿名データ又はパブリックユースファイルを自らの研究室等において直接利用できる「直接利用型」、利用者自身が所有するコンピュータを用いて遠隔操作を行うことにより、調査票情報又は匿名データを間接的に利用できる「リモートアクセスプログラム送付型」、及び情報提供者が利用者から集計依頼を受けて集計を行い、必要に応じて秘匿処理を行った審査済集計結果を提供する「オーダーメイド型」の3種類に、概ね分類することができる。

また、アメリカセンサス局、イギリス国家統計局などでは、オンサイト施設（情報提供機関が指定する、セキュリティ対策が十分に講じられた施設）において情報を提供する形態が見られる。

6 二次的利用に関する民間の意見

統計データの二次的利用に関する民間の意見については、研究会の検討に資するため、総務省政策統括官室において、平成23年7月から10月にかけて、(1)民間企業からのヒアリング、(2)各府省の二次的利用受付窓口等からの情報収集が行われ、第12回研究会にその結果の報告が行われた。

(1) 民間企業の意見

民間企業の意見に関しては、公的統計を利用している民間シンクタンク7社を訪問し、ヒアリングを行って把握した。

なお、現行制度においても、シンクタンク等の民間企業が研究レポート等を作成し、その成果をホームページ等で公表する場合など、研究目的であれば、民間企業でも匿名データなどの二次的利用制度を活用することができることとなっているが、それを承知していない企業や、そもそも二次的利用制度の存在自体を承知していない企業が複数見られたため、ヒアリングの際には、二次的利用制度に関する説明も併せて行った。

ヒアリングの結果、意見は、①統計の利用一般に関する意見、②委託による統計の作成（オーダーメイド集計）に関する意見、③匿名データに関する意見の3種類に大きく分けることができた。

しかし、個別具体的な統計に関して具体的な利用を求める意見はなかった。

① 統計の利用一般に関する意見（二次的利用制度に関するもの以外の意見）

ア 提供するデータに関するもの

- ・ 公表されたクロス集計が充実すれば、ビジネスニーズは相当達成できる。（3社）
- ・ ビジネスでは地域データが重要。（2社）
- ・ 現行のe-S t a tは時系列でデータを揃える機能がなく、あれば有用。（1社）
- ・ 古いデータも利用価値はあるので、e-S t a tに掲載してほしい。（1社）

二次的利用に関して意見・要望の聴取を行ったが、その内容をみると、公表データに関するものが多く見られた。

提供するデータに関する意見では、「公表されたクロス集計の充実」「時系列でデータを揃える機能の付加」「古いデータの掲載」など、e-S t a tの充実により対応可能な意見が多く見られた。これらに関しては、例えば、国勢調査では町丁字別などの小地域別集計結果を公表しており、二次的利用に関するニーズの多くがこのような公表結果で充足される可能性がある。このように、公表された集計結果において地域別集計やクロス集計、時系列集計を

充実させ、政府統計データのポータルサイトである e-Stat をより使いやすいものとするれば、統計データに対する民間企業のニーズには相当程度対応することができるものと考えられる。

ただし、統計調査には、大規模な全数調査から小規模な標本調査まで様々なものがあり、過度に詳細な集計結果を公表すると統計の精度上問題が生じる場合もあることについて、利用者の理解を求める必要がある。

イ オンサイト利用に関するもの

- ・ 利用場所の制限があるオンサイト利用は、ニーズはない。(2社)
- ・ オンサイト利用は不健全。誰が利用しても問題のないものを提供すべき。(1社)
- ・ オンサイト利用など利用制限があっても、情報の欠損が少ない方が望ましい。(1社)

オンサイト利用に関しては、「ニーズはない」「不健全」という意見がある一方、「利用制限があっても、情報の欠損が少ないほうが望ましい。」という意見もあり、ニーズについて一概には言えないものと考えられるが、前記「5 諸外国における二次的利用の状況」で述べたとおり、海外においてはオンサイト施設において情報を提供する形態が多く見られることから、我が国においても、統計法第33条の運用に関するガイドラインの改正など、オンサイト利用を可能とする環境の整備に向けた検討を行うことが有益である。

ウ その他

- ・ 統計解析ソフトを使いこなす専門家は少ないので、プログラム送付型集計のニーズはない。(2社)
- ・ プログラム送付によりすぐに集計ができる仕組みがあればよい。(1社)
- ・ 既存の公表統計は、PR不足。(1社)

その他の意見に関しては、プログラム送付型集計についてニーズがあるという意見とないという意見が見られた。プログラム送付型集計については、我が国では提供する仕組みはないものの、諸外国で提供している例もみられることから、今後慎重にニーズを見極め、技術面・コスト面等様々な観点から検討を進める必要があるものと考えられる。

② 委託による統計の作成（オーダーメイド集計）に関する意見

ア 利用の仕組みに関するもの

- ・ あらゆるクロス集計を行って自由に分析したいので、ローデータ（調査票情報）の提供を受けたい。(1社)
- ・ 投資アドバイスで利用できるよう、利用目的の制限を緩和してほしい。(1社)
- ・ 申請要件として研究成果の公表義務があるのは厳しいので、見直してほしい。(1社)

利用の仕組みに関する意見のうち、まず、「ローデータ（調査票情報）の提供を受けたい」という意見については、公益的な目的の利用であっても基本的には調査票情報の提供は認め

ていないこと、国連の官庁統計の基本原則においても、「統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人又は法人に関するものであるかによらず、厳重に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない」とされていること、統計調査は被調査者の信頼の上に成り立っているものであることなどから、応じることは適当ではないものと考えられる（前述のとおり、諸外国でも提供している例はない）。また、「利用制限を緩和してほしい」という要望については、統計データの中には、個人の生活や企業の運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれており、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者に与えることが懸念されるため、慎重に検討することが必要である。さらに、研究成果の公表義務は、利用について上記のような国民の不安を招くことがないように配慮する観点から、二次的利用における最低限の前提であると考えられる。

イ 利用の仕組み以外に関するもの

- ・ 申し込み手続を行ってから集計結果を得るまでの期間を短縮してほしい。（6社）
- ・ できるだけ新しい年次の統計調査の集計結果を入手したい。（6社）
- ・ 具体的な利用サンプルが提示されていないと、利用しづらい。（1社）
- ・ 項目を選択して自動的に集計結果を提供するサービスがあればよい。（4社）
- ・ 二次的利用を進めるに当たっては、国民の不安に十分配慮し、理解が得られるよう努めることが必要である。（1社）
- ・ 二次的利用を進めるためには、そもそも統計教育が重要である。（1社）

利用の仕組み以外に関する意見については、利用者の利便性向上の観点から、国民の理解、利用者のニーズ、費用対効果等を考慮しつつ、可能な範囲で対応することが望ましい。例えば、「集計結果を得るまでの期間を短縮してほしい」「できるだけ新しい年次の集計結果を入手したい」といった意見に対しては、技術面その他の制約があることを踏まえつつ、業務に支障のない範囲で、可能な限り最新の統計調査について利便性の高い形態で短期間に集計・提供を行う方向で対応することが望ましい。

ただし、当初予定していた統計調査結果をできる限り速やかに集計し、公表することが調査実施機関の第一の責務であることから、公表期日以前のデータ提供等が困難であることは、利用者においても理解される必要がある。

また、「具体的な利用サンプルが提示されていないと、利用しづらい」という意見については、要望の多い具体的事例を提供窓口において提示するなど、引き続き、利用促進に資する説明や個別具体的な相談への対応を適切に行うことが必要と考えられる。

なお、「項目を選択して自動的に集計結果を提供するサービス」については、現行の「政府統計の総合窓口」（以下「e-Stat」という。）に含まれている機能であり、e-Statを利用することにより、求める集計結果が得られる可能性がある。

③ 匿名データに関する意見

ア 利用の仕組みに関するもの

- ・ 高度の匿名化処理がなされたパブリックユースファイルは、ビジネスでは利用しない。(4社)
- ・ ノイズ(攪乱値や誤差)の注入やスワッピング(2つの調査票情報の間で、一部のデータを入れ替える加工処理)が行われたデータは使いづらい。(1社)

匿名データの利用の仕組みに関する意見としては、「パブリックユースファイルはビジネスでは利用しない」「ノイズの注入やスワッピングが行われたデータは使いづらい」といったものがみられ、パブリックユースファイルのように大幅な加工処理が行われたデータは、取り扱いが難しいということの意味するものと考えられる。

なお、ノイズの付加等の大幅な加工処理を行ったパブリックユースファイルを用いた研究成果については、学会においてその有用性に疑義が呈せられているという指摘もあり、その有用性について疑問な面もある。

イ 利用の仕組み以外に関するもの

- ・ 申し込み手続を行ってから結果を得るまでの期間を短縮してほしい。(6社)
- ・ できるだけ新しい年次の統計調査の結果を入手したい。(6社)
- ・ 同じ統計調査であっても、項目によって秘匿内容が異なる複数の匿名データがあってもよい。(1社)
- ・ 企業のデータについては、大企業の部分がなくても相当使える。(1社)
- ・ 民間企業では、マイクロデータを扱う技術に乏しく、自由に集計するのはハードルが高い。(1社)

匿名データの利用の仕組み以外の意見についても、匿名性が確保されることを前提に、上記②と同様の考え方で対応することが適当と考えられる。例えば、「結果を得るまでの期間を短縮してほしい」「できるだけ新しい年次の結果を入手したい」といった意見に対しては、技術面その他の制約があることを踏まえつつ、業務に支障のない範囲で、可能な限り最新の統計調査について、利便性の高い形態で短期間に集計・提供を行う方向で対応することが望ましいものと考えられる。

また、匿名データについても、当初予定していた統計調査結果をできる限り速やかに集計し、公表することが調査実施機関の第一の責務であることから、公表期日以前のデータの提供等が困難であることは、オーダーメイド集計と同様、利用者においても理解される必要がある。

また、「同じ統計調査であっても、項目によって秘匿内容が異なる複数の匿名データがあってもよい。」「企業のデータについては、大企業の部分がなくても相当使える。」といった意見については、匿名データを作成するに当たり、考慮する余地があるものと考えられる。

さらに、「民間企業では、マイクロデータを扱う技術に乏しく、自由に集計するのはハードルが高い。」という意見については、確かにそのような面もあるため、前述したように、公表

データの充実に努めることが有効と考えられる。

(2) 二次的利用受付窓口等における意見

二次的利用受付窓口等における意見については、二次的利用を実施している関係府省等の受付窓口における記録等により把握を行った。その結果、意見は、①二次的利用全般に関する意見、②委託による統計の作成（オーダーメイド集計）に関する意見、③匿名データに関する意見の3種類に大きく分けることができた。

① 二次的利用全般に関する意見

ア 利用の仕組みに関するもの

- ・ ビジネスで利用したいが、公的利用でないと購入できないのか。
- ・ 大学院生では成果の公表の手段がなく利用しにくい。公表方法について未定では申出できないのか。

利用の仕組みに関するこれらの疑問に関しては、統計調査に対する国民の不安を招くことのないよう、制度上、公益的目的が必要とされていること、また、統計センターでは利用者に代わってその研究成果をホームページに掲載するなどの措置を講じていることなど、利用者の理解が得られるよう、十分な説明に努めることが必要と考えられる。

イ 利用の仕組み以外に関するもの

- ・ 利用できる統計調査を拡大してほしい。
- ・ ホームページの案内がわかりにくい。
- ・ 利用者で意見交換できる場がほしい。

これらの利用の仕組み以外に関する意見に関しては、ニーズの高い統計調査について二次的利用の拡大を図ること、また、二次的利用の制度・運用についてより一層の周知を行うことが、必要であると考えられる。

② オーダーメイド集計に関する意見

ア 利用の仕組みに関するもの

- ・ 予想以上に費用がかかる。

利用の仕組みに関しては、集計に要する費用についての意見があったが、負担の公平を図る観点から実費相当の手数料を徴することは合理的であり、利用者の理解が得られるよう、十分な説明に努めることが必要と考えられる。

イ 利用の仕組み以外に関するもの

- ・ 申込み手続をしてから集計結果を得るまでの期間を短縮してほしい。

- ・ 手数料に関する情報が少ない。目安となる情報をホームページで提供してほしい。

利用の仕組み以外に関する意見については、民間企業の意見への対応と同様、技術面その他の制約があることを踏まえつつ、業務に支障のない範囲で、当初計画された統計調査結果の公表後可能な限り短期間に集計・提供を行うことや、手数料の目安について各府省において適切に説明することなどの対応を行うことが望ましいと考えられる。

③ 匿名データの提供に関する意見

ア 利用の仕組みに関するもの

- ・ セキュリティ上の利用条件が厳しい。情報提供者側で場所を提供してほしい。
- ・ 大学の講義等において現行の匿名データを利用したいが、セキュリティ上の利用制限が厳しい。また、自由に複製もできず利用が困難であり実用的でない。

利用の仕組みに関しては、利用条件・場所に関する意見があったが、これに関しては、秘密の保護の観点から、十分なセキュリティを確保することは必須であると考えられる。なお、前述したオンサイト施設の利用に関する環境を整備していくことも有効と考えられる。

イ 利用の仕組み以外に関するもの

- ・ 地域区分が現行の区分では利用できない。都道府県レベルで提供してほしい。
- ・ 年齢区分を各歳にしてほしい。
- ・ ネットに接続しないPCにアンチウイルスソフトは不要ではないか。
- ・ 利用が施錠可能な場所に限定されているが、間仕切りレベルでは不十分か。

利用の仕組み以外に関して、まず、集計区分に関する意見・要望に関しては、データの有用性と秘匿性は背反する関係にあり、匿名性の確保を前提としつつ、そのバランスを考慮した対応が必要であると考えられる。また、安全性に関する意見に関しては、秘密の保護に関して調査対象者に不安を生じさせることのないよう、十分なセキュリティ上の条件を課すことは必須であると考えられる。

7 二次的利用の推進に向けた取組の方向性

二次的利用の推進に向けた取組を考察するに当たり、諸外国の状況の分析や民間企業の意見等を踏まえたこれまでの検討結果から、基本的な考え方を次のように整理することが適当である。

- ①二次的利用の推進以前に、公表される集計結果の充実を図ることが重要であること。
- ②今回聴取した民間等の意見は抽象的なものが多かったため、今後、二次的利用の受付窓口等において具体的な統計調査の具体的な利用方法に関する意見を把握することが必要であること。
- ③国の統計調査の中には、全数調査、大規模な標本調査、小規模な標本調査、世帯対象の統計調査、事業所対象の統計調査など、様々な統計調査がある。また、行政情報により作成される統計もあり、二次的利用の形態について一概に論じることができないものではなく、それぞれの特徴を踏まえた検討が必要である。一方、これらすべての統計を作成するための調査に共通する原則として、個人・法人等の秘密に係る情報が明らかになるようなデータの利用が認められないことについて、利用者の理解を得る必要があること。
- ④公表された集計結果よりも詳細な集計を求める意見が見られるが、十分な精度が得られない統計の利用など国民に誤解を与えるような統計の利用を防ぐためには、詳細な集計を行うことが適当ではない場合があることについても理解を求める必要があること。
- ⑤民間企業のニーズの中には、より新しいデータを求めるものがある一方、より古いデータを含む長期の時系列データを求める研究ニーズもあり、それぞれに応じた対応を考慮した上で二次的利用に係る検討を進める必要があること。

このような基本的な考え方を踏まえ、平成 24 年度においては、次のとおり取組を進めることが適当である。

(1) 政府統計の総合窓口（e-S t a t）の充実

民間企業へのヒアリングの結果から、そもそも集計・公表されている統計データのクロス集計や地域別集計の充実、使いやすい形での提供など、公表データの集計・提供の充実により対応できるニーズが多いことがわかった。

一般に、政府統計の集計表は、民間を含めた各方面のニーズをあらかじめ把握し、それらのニーズに適切に対応するように作成されている。例えば、国勢調査では、町丁字別の小地域データなど 200 を超える集計表を作成し、公表している。関係府省は、統計調査の集計結果表を原則としてすべて「政府統計の総合窓口」（e-S t a t）に登録することとされている。これらの集計結果表は、e-S t a t を通じて広く一般に対して提供されており、この提供に利用制限は設けられていない。また、e-S t a t には、統計データをキーワードから検索してダウンロードする機能、人口ピラミッドなどのグラフを作成する機能、統計データを地図上に表示する機能などがある。

「使いやすい形でデータベース化してほしい」「GIS のアプリケーションと連携してほしい」「民間企業では、マイクロデータを扱う技術に乏しく、自由に集計するのはハードルが高い。」といった民間企業のニーズに対しては、この e-S t a t により提供しているサービスを充実させることによって、ほとんど応えることが可能と考えられる。

このため、総務省は、e-S t a tの機能拡充を図ることとし、具体的には、平成24年度中に、ニーズに対応したGIS機能や検索機能の強化、日常的に使われる統計を中心とするデータベースの内容の充実等の取組を関係府省と協力して行い、その改善点について積極的に広報し、利用を推進することが求められる。

併せて、各府省においては、引き続き、利用相談の充実のほか、統計精度上問題のない範囲において、ニーズに対応したクロス集計表を作成することが求められる。

(2) 二次的利用の対象となる統計調査の拡大

内閣府統計委員会の審議結果報告書や民間企業へのヒアリングに見られるように、二次的利用の対象となる統計調査の拡大については、一定程度のニーズがあるものと考えられる。e-S t a tにおいて把握している統計ニーズに係るアンケートにおいても、そのような意見が数多く寄せられている。

また、調査票情報を民間の私的利用（ビジネス利用）に使いたいという意見もあるが、これに対しては、前述したとおり、統計データの中には、個人の生活や企業の運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれており、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者に与えることが懸念されるため、慎重に検討することが必要である。

このため、関係府省においては、引き続き二次的利用の対象となる統計調査の拡大を図ることとし、具体的には、二次的利用の受付窓口やe-S t a tの統計ニーズに係るアンケート等において把握した提供要望の多い統計調査を中心に、可能なものから順次、提供を開始していくことが求められる。

その際、要望が多いにもかかわらず技術的な課題から二次的利用の対象とすることができない統計調査については、その課題に関して十分な説明を行うことや、課題の解決の促進に努めることが求められる。

(3) オンサイト利用に関する仕組みの整備

調査票情報に係るオンサイト利用については、民間企業等へのヒアリングにおいて「ニーズはないのではないかと」疑問を呈する意見がある一方、「利用場所の制限があっても、情報の欠損が少ない方が望ましい」という意見もあった。

我が国では、行政機関等からの委託研究や共同研究など高度の公益性を有する利用の場合、調査票情報の提供を受けて利用者の研究室等で統計の作成等を行うことが可能である。一方、近年、諸外国においては、調査票情報を利用させる場合、情報漏えい対策が十分に講じられたオンサイト利用施設を調査実施機関が指定し、そこに限定して利用させることが一般的である。

また、旧統計法における目的外利用など、情報通信技術が未発達な時代には、大量のデータを処理・複製することが困難であったが、技術革新が進んだ現代社会では、一たびデータを入手すれば、大量の処理・複製が可能となるため、情報漏えいのリスクは一層高まっているものと考えられ、昨今民間企業においても個人情報である顧客情報が大量に流出し、複製されて広

く世界中に出回る事件が頻繁に発生している状況にある。このため、我が国においても、データを外部に持ち出すことができないよう、これらリスクに対応したオンサイト利用を可能とする環境の整備を進めることとし、総務省において、オンサイト利用に必要な要件を整理した上で、関連するガイドラインの改正を含めて検討を行うことが求められる。

(4) 二次的利用についての周知の推進

オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供などの二次的利用は、民間シンクタンクによる広く一般に公開される研究レポートの作成など、研究目的であれば民間企業でも利用可能である。しかし、民間ヒアリングにおいては、そのことについて承知していない企業、さらには二次的利用制度そのものの存在を承知していない企業が複数見られた。

二次的利用制度については、その仕組みを解説するパンフレットを統計関連学会等の機会に配布しているほか、ホームページに実績を掲載するなどにより、周知を進めているところである。今後、民間企業でも条件を満たせば二次的利用が可能であること等について、さらに周知を進めることとし、具体的には、総務省においてパンフレットやホームページの広報内容の見直しなどを行い、民間企業を含め幅広い対象に十分な周知を行うこと、また、各府省の相談窓口においてもデータ利用者からの相談に十分に対応することが求められる。特に、二次的利用に関する意見については、統計調査の具体的な内容を十分に理解していないと思われる抽象的な意見も多いため、利用者の十分な理解が得られるよう努めることも求められる。

(5) その他新たな技術的手法の検討

二次的利用の範囲等については、民間企業へのヒアリングにおいて、投資アドバイスでの利用を求める意見がある一方、国民の不安に十分配慮し、理解に努めることが必要であるとの意見もあった。また、クロス集計や地域別集計の充実により、ビジネスユースには十分との意見もあった。

このうち、投資アドバイスでの利用については、統計データの中には、個人の生活や企業の運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれており、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者に与えることが懸念されることから、慎重に検討しなければならないものと考えられる。

また、現行のオーダーメイド集計及び匿名データは、一般に公開される研究レポートの作成など研究目的と認められる利用であれば、民間企業でも広く利用することが可能である。しかしながら、民間企業へのヒアリングの結果、そのような事実を承知していない企業が複数あることがわかった。このため、まずは、そのような形での二次的利用が可能であることについて、民間企業への周知を進めることが求められる。

さらに、諸外国における政府統計データの活用の状況について幅広くとらえてみると、ニュージーランド統計局では、公表されている集計結果表から作成されたマイクロデータが利用制限なしに提供されていることがわかった。日本では、統計センターにおいて、同様の観点から作成する擬似マイクロデータ（※）の研究が行われている。

※ 擬似マイクロデータ：一般に、詳細化した集計結果を基に作成したデータ。個々のデータの分布や平均が、調査票情報の分布や平均と同様なものとなるように作成する。個々のデータは詳細集計結果を基に作成したものであるため、実際に存在する個人・法人等のデータではなく、これらのデータから個人・法人等が特定されるおそれは少ないと言われている。

一方、現行の匿名データについてみると、秘匿処理のために地域などの情報の欠損が生じていることに加え、調査結果が公表されてから一定の期間を経過したデータとなっている。

このような匿名データの欠点を補完し、匿名データと類似の利用が可能なものとしては、上記の擬似マイクロデータが有効であると考えられる。擬似マイクロデータは、データの分布や集計結果が調査票情報によるものと同様なものとなるように作成されるものであり、現在は教育における利用を想定したもので、小規模な統計調査では作成できない、研究目的には適さないなど不十分な点もあるが、利用目的に制限なく利用できると考えられる。

このため、このような新たな技術的手法による擬似マイクロデータについて、その研究を進めるとともに、総務省においてその制度上の位置づけ等について検討を行うことが求められる。

また、擬似マイクロデータの検討と併せて、匿名データ等の統計データを提供する場合の暗号化技術についても、今後検討することが求められる。

おわりに

二次的利用の拡大など政府統計データの有効活用を図るに当たっては、国民の不安に対して配慮することが必要であり、そのための環境整備を徐々に進めるなどの取組が求められる。当面、どのような統計に対してどのような利用が求められているかといった具体的なニーズの把握などを進めつつ、二次的利用の一層の推進を図るため、上記の取組の方向性を含めて様々な観点から更なる検討を進めていくことが必要と考えられる。